

## 蔵王町奨学金返還支援補助金 Q&A

- Q1** アパートなどの賃貸で暮らしている場合は、補助の対象になりますか。  
⇒賃貸に居住でも補助の対象になります。交付決定後5年以上は蔵王町に居住することが要件となります。
- Q2** 蔵王町内に住んでいますが、住民票は東京にある実家に置いたままです。この場合、補助金の対象者になりますか。  
⇒住民票が蔵王町にある状態をもって住所があるものとみなしますので、住民票が蔵王町に異動されていない場合は、対象外となります。
- Q3** 申請日から起算して5年以上定住する意思を有していることとありますが、転勤によるやむを得ない転居の場合、補助金はどのようになりますか。  
⇒転勤や結婚などやむを得ない場合の転居については事前に「まちづくり推進課(0224-33-2212)」にご相談ください。ご相談なく転居された場合は、虚偽の申告として返還が発生する可能性がありますので、必ずご相談ください。
- Q4** 交付決定を受けましたが、転勤により次年度の申請を辞退したいです。どのような手続きが必要ですか。  
⇒特に手続きはありません。
- Q5** 結婚して苗字が変更になりましたが、どのような手続きが必要ですか。  
⇒変更したことがわかる書類(名義変更歴が記された免許証の写しなど)を申請の際にあわせて提出してください。
- Q6** 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校の卒業が対象とありますが、専門学校は対象になりますか。  
⇒「専門学校」は専門課程を置く専修学校専門課程を置く専修学校を指します(学校教育法第126条②)ので、専門課程の修業年限が2年以上の場合に限り補助対象となります。
- Q7** 今年の3月31日に29歳になります。これから初回申請をする予定ですが、いつまでに申請すればいいですか。  
⇒今年の3月31日までに申請をお願いします。4月1日になりますと、申請期限を過ぎてしまいます。

**Q8** 今年の3月に大学を卒業しました。補助金の対象になりますか。

⇒前年度の返還額に応じて補助金を交付しますので、昨年4月から今年3月までの間に奨学金返還を行っていない場合は対象外です。

**Q9** 返還開始初年度は10月から返還を開始するために年度内の返還額が12万円に満たない状況です。

⇒申請年度を1年遅らせることで12万円（満額）受給できる場合があります。

**Q10** 繰り上げ返還した額も交付対象として計上していいですか。

⇒繰り上げ返還した場合も、交付対象となります。必ず奨学金の返還額が分かる書類を添付してください。

ただし、繰り上げ返還した場合でも年度上限額（12万円）はかわりませんのでご注意ください。

**Q11** 過去に返還期限猶予を受けたことがあります。手続きは必要ですか。

⇒「奨学金返還期限猶予承認通知」など、猶予を受けたことが分かる書類の写しをご提出ください。

**Q12** 郵送で申請書を提出したいのですが可能でしょうか。

⇒可能です。

ただし、郵便事故等による未着や申請期限を過ぎてしまうことに対しては責任を負えませんのでご了承ください。